

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第２、議案第２１号、平成２４年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、１ページをご覧ください。

議案第２１号、平成２４年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

平成２４年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２８２万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億３，６４７万５，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２５年３月５日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入。３款の国庫支出金から４款療養給付費等交付金、６款県支出金、７款共同事業交付金、９款繰入金ということで、補正額１，２８２万６，０００円、補正後額１６億３，６４７万５，０００円でございます。歳出。２款保険給付費、３款後期高齢者支援金等、７款共同事業拠出金、８款保健事業費、１１款予備費までとなっており、補正後額等は歳入と同額でございます。

それでは、１０ページ、１１ページをご覧いただきたいと思います。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入につきましては、国、県等の補助金が確定したことにより金額確定に伴う補正でございます。歳出につきましては、一般及び退職者の療養給付費、あと一般の高額療養費の伸びによる増額補正等になってございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

２、歳入。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金、説明欄１、療養給付費負担金、３，８３０万８，０００円の減でございます。その下、拠出金負担金、１，０１０万円の減、こちらは、いずれも今年度の交付決定額により減額補正をするものでございます。

これは、療養給付費等の負担金については、医療費の動向が今年度上半期に伸びが余り見られなかったことによりまして、補助金の確定額がいずれも減額になっております。医療費は下半期に伸びている状況となっておりますけれども、補助金の算定額には反映されず、補助金が減額されてしまうという厳しい状況になっております。これは、補助金に影響する１０月までの上半期の医療分しか反映で

きなかったため、県の補助金の減額も同様の理由になっております。しかし、今年度については補助金の不足分については見込めませんが、翌年度実績報告の結果に基づきまして、最終的に不足分の補助金が入ってくるというような予定になってございます。

その下、2目高額医療費共同事業費負担金、109万5,000円の減。こちらにつきましても今年度の確定額になっておりまして、歳出の7款の共同事業費拠出金、1目の高額医療費拠出金、高額医療費拠出金2,694万6,000円の4分の1の確定額になります。

続きまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、普通調整交付金、999万9,000円の増となってございます。こちらの普通調整交付金につきましては、国から国保財政を安定化するために交付されるものでございますけれども、金額が未確定というところで、見込み額で増額補正のほうをさせていただいております。

次に、4款療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、退職者医療費交付金、916万8,000円の増となってございます。退職被保険者の医療費について、退職被保険者等による保険税を除いた額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。交付額が確定をしておりますので、増額補正をするものでございます。

続いて、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、高額医療費共同事業負担金、109万5,000円の減額補正でございます。こちら、歳出の7款の共同事業費拠出金の4分の1の金額で、額が確定しておりますので減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページになります。

2項県補助金、1目財政調整交付金、普通調整交付金、528万2,000円の減です。こちらにつきましても国庫補助と同様で、上半期に医療費の伸びが見られなかったために減額というふうになってございます。

2、特別調整交付金、1,472万8,000円の増です。こちらの特別調整交付金につきましては、収納率の向上や医療費の適正化、保健事業など、県が決めた特別な内容を実施した場合に県から交付されるものでございますけれども、現在、金額は確定をしておりますませんが、申請額を見込んで補正をさせていただいております。

次に、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金です。こちらは、交付決定額の確定に伴いまして218万9,000円の減額補正をさせていただいております。こちら、歳出の7款の共同事業拠出金の2分の1の額でございます。

次に、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ということで、3,700万円の増額補正をしております。これは、今年度の国、県等の補助金が実際交付される金額を下回る結果となってしまったために、財源確保ということで一般

会計から法定外の繰り入れを行うものでございます。

続きまして、14ページ、15ページの歳出になります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費給付事業費ということで、603万6,000円の増でございます。こちらは、12月補正で4,500万円、増額補正をさせていただいております。当初予算では月額7,000万円平均、12月補正の時点で実績から月に7,400万を想定し増額補正をさせていただきました。しかし、12月支払いが8,400万円と高額な支出になりまして、あと2カ月分を支出するために不足分を増額補正するものでございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費でございます。こちらにつきましては、退職被保険者の医療費に該当する部分でございますが、こちらは当初、月額650万円を見込んで当初予算を計上しておりました。12月の支払い額が920万円となり、あとの2カ月分の支払いを1カ月1,000万円ほど見込んで、トータルで900万円ほど増額補正をさせていただいております。

続いて、4目退職被保険者等療養費でございます。こちらにつきましては、退職被保険者の補装具に該当する部分でございますけれども、こちらは当初、月額6万2,000円を見込んで当初予算を組んでおりました。10万円を超える月が4カ月ほど続いてしまったため、不足分の16万8,000円を増額補正させていただいております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、600万の増でございます。こちらにつきましても、今年度、当初予算計上のときには月額610万円ほど見込んでおりました。12月補正につきましては1,486万円の増額補正をさせていただきましたが、今年に入ってから1カ月で1,000万円、あと900万円を超えて支出する月があり、あとの2カ月分を1カ月900万円を見込みまして600万円、増額補正をさせていただいております。

続いて、3項後期高齢者支援金等は、財源更正になっております。

その次、16ページと17ページでございます。

7款共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、高額医療費拠出金、437万8,000円の減で、今年度の確定額になってございます。

続きまして、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費になってございます。特定健康診査等事業費ということで、150万9,000円の減でございます。こちらは、9月に実施しております集団健診の委託料の執行残になっております。今年度、土曜日健診も2年目ということで定着し始めまして、23年度、集団健診384名に対し今年度479人ということで95人増になりました。特定健康診査につきましては、集団健診と個別検診ということで、医療機関で受診する個別検診につきましては3月末までが健診機関となっておりますけれども、集団健診は既に9月で終了しておりますので、執行残を減額補正させていただいております。

最後になります。11款ということで予備費です。こちらにつきましては、不足

分につきまして予備費で調整をさせていただきますして、249万1,000円の減額補正になってございます。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

13ページの1節の説明欄の2、特別調整交付金について、先ほど説明がありましたけれども、ちょっとよくのみ込めないの、もう一回、詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

県の補助金として特別調整交付金というのがございまして、こちらは県にいろいろメニューが決まっていましてポイント制になっております。一つは収納率の向上であったり、あと特定健診の受診率の向上であったりということで、そのポイント数に応じて特別調整交付金の額が決定して来ております。今回、1,472万8,000円ということで確定しておりますので、そちらのほうで増額補正をさせていただきます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

先ほど、この金額は見込みで計上したということを言われたのですが、見込みが前後したときの、その差額というのはどうなるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

すみません。では、私のほうから。

これは課長が申しましたように県のメニューの中で決まっていまして、実質的にはポイント制になっていますので、答えは県にあるというか、申請主義なんですけれども、一応、申請すると県のほうから「これですよ」という確定通知が来るわけなんですけれども、現実的には申請を出しているという状況です。それについては、ほぼ、そこでの変動というのは、まずあり得ないということで、県の指導に基づきながら出しているということなので、変動はないということで認識しています。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はよろしいですか。

小林哲雄君。

○ 7 番（小林哲雄）

7 番、小林です。

私も今と同じ関連になりますが、よろしいですか。国庫のほうではプラス補正になっているのですが、県補助では普通調整交付金がマイナス補正になっていると。国が増えて県が減っている、この辺の理屈について、ちょっとわかりませんので、あわせてご説明を願えたらと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

調整交付金の仕組みですけれども、国庫の言う国庫支出金の中の財政調整交付金については、概算の中でプラスにしたという、さっき説明をさせていただいたと思います。これについては、調整交付金ですから、開成町の医療費の需要と税とかの入りとの対比の中で国が配分してくれる制度ということでございます。

県の調整交付金、財政調整交付金につきましては、これは療養給付費負担金とセットという形になっていまして、ですから医療費が、いわゆる、昔、国のほうは40%、その部分は持っていたところなんですけれども、国のほうは、そこをどんどん削って38%、今は36でしたかね、あとの4%とか6%部分は県に押しつけているというか、そういう形で制度が小泉改革以来、変わってきています。そのために、当然、一般の療養給付費のほうで伸びがあるんですけれども、今回は途中までの算定の基礎しか見込めなかったもので、そのところはマイナスになっているということで、県のほうも当然マイナスということになっています。

ただ、県のほうの財政調整交付金の中の特別調整交付金というのは、まさに特別でして、収納率が高いとか医療費通知を年6回出しているとか、そういうポイント制によって各33市町村に配分している金額ということになっています。

内容については以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○ 7 番（小林哲雄）

もうちょっと素人にわかりやすく説明してくれると助かるのですが。

例えば、今、国のほうが、小泉改革から40が36になったりとか、いろいろあったのですが、それが、国のほうの交付金が増えたから、その分、県の分が減ったよというのならわかるのだけれども、説明の中で県の普通調整交付金の中で国庫と同様に見込みでということになると、数字の算出根拠は全く同じなので、同じというか、多分、従来と同じ方法で算出して、なぜ国庫が増えて県が減ったのかというのが今の説明ではちょっと納得できないのです。だから、国庫が予定より増えたよ、その分、県の負担が減ったから県は減りましたよという説明だったらわかるのです。

が、それではないと思うので、もう一度、説明願います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

すみません。大変説明が悪くて申しわけございません。

10ページ、11ページにございます国庫支出金の財政調整交付金、これは先ほど申しましたように、まだ概算の状況で、実際、4月を超えないと確定数値は出ない、いつも出てきません。これは、先ほど申しましたように、開成町の需要と供給、医療費の出と、あと税とかを取っている状況によって国が配分してくれる金額でございます。

県の12ページ、13ページの調整交付金については、国とは全く調整交付金とは別物と考えていただいて結構だと思います。これは、10ページ、11ページの療養給付費負担金とセットになっていると考えていただきたいのです。療養給付費負担金と12ページ、13ページの県の財政調整交付金の普通調整交付金とはセットになっている、医療費の増減によって、このところは上下する。ただ、このところは、やはり途中の概算払いみたいな形になっていますので、実質的に医療費が10月診療ぐらいいまで落ちついてしまっていますから、今回、減らされてしまったと、そういう形になっています。ただ、ここについては6月が精算になりますので、そういった段階で精算していけば、今、医療費が8,000万を超えて増えていますので、最終的には、そこは精算払いでもらえるだろうと。ただ、もらえるのは翌年度回しということでございます。

県の特別調整交付金は、また、そこは考え方が全く違ってまして、ポイント制によって、そこは県が配分してくれるということでございます。

内容は以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

何となくわかりました。同じ財政調整交付金、普通調整交付金という言葉を使っていますが、中身は全然違うよと。国のほうは、あくまでも需要と税の関係で、この辺の支出がなかなか確定しないと。確定する見込み額を、ここで載せたと。県は別の関係で療養給付費とのセットなので、こちらはこちらで全然関係なく今の見込みでいくとマイナスになるというふうに理解します。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

15ページでお伺いいたします。

2款の保険給付費、19節の負担金、補助金及び交付金、これの一般被保険者高

額療養費支払事業費で600万になっています。高額医療は毎年毎年増えて補正の傾向にありますけれども、ちょっと教えていただきたいのは、現状で、高額医療を受けながら2年とか3年とかと長年継続して高額医療を受けておられる方というのは、何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

きちんと医療費の状況を把握しているというところではないのですが、高額療養費に関しては、年間を通じて何年にもわたって高額療養費に該当するという方はほとんどないというふうに考えていいと思います。一時的に、やはり入院をして手術等をしたときに本当に医療費が高額にかかるということで、かかったとしても、割とほかのパターンですと1カ月ないし2カ月、その期間だけというような形で高額でという方がいらっしゃいますので、通年にわたって高額の該当になるという方は余りいないというふうに捉えております。

○議長（茅沼隆文）

では、お諮りします。ここで質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第21号、平成24年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

午前10時30分